

校訂「犬山里語記」（巻の五）

日比野晃

元是はじめに

本稿は、肥田家蔵写本（小島由松写本）を底本とし、名古屋市立

博物館蔵本・犬山市立図書館蔵写本（近藤秀胤写本）・国会図書館蔵

写本を校合・参考にして、これの忠実な翻刻に努めた。

なお、読解の便をはかり、次の原則にもとづいて校訂した。

一、適宜に段落を設け、句読点・並列点を付した。

一、変体仮名・合字は通行の平仮名に改めた。そして平仮名には、必要に応じて濁点を施した。

一、漢字は原則として新字体を用いた。古字・俗字・略字などは通行の字体に改めた。また、宛字・借字は底本のままにした。

一、底本には送り仮名の欠けている個所があるが、特に意味がとれない場合に（ ）をつけて補った以外は、そのままとした。

一、誤字と思われるものには右横に（ ）をつけて訂し、脱字・脱文であると思われるものは（ ）をつけて補い、必要に応じて校

合本との校異を注に記した。

一、明らかに誤字であるもの、脱字であるものは断りなく訂した。

一、以上のうち、底本に引用されている証文などは、句読点を付したほか、原則として特に訂さないで原文のままでした。

なお、名古屋市立博物館蔵本の末尾（巻の十の次）には、「予がかきあつむる犬山里語記、いつしか御間に達して、かたじけなくも御次迄奉被登、文政七年申の冬内御用を蒙りて、かきあつむる所の全部十二巻を同九年いぬの春三月に捧げ奉る。また草稿十一巻あり、これを官府に納む。嗟々官府に納るはいとおぼけなきことに思ひ侍れど、元和の其むかしは里語にありつたえて（後欠）」と、記されている。これからみると、「犬山里語記」は一八二六年（文政九）に全十二巻を犬山城主へ、草稿十一巻を尾張藩へ提出されている。また、名古屋市立博物館蔵本では、名栗町の庚申堂の項で、施主に上本町綿屋太兵衛がなつた時期を「文化年」として年数を空白にしているが、底本では「文化式年」として年数が記されている。従つて底本の原本は名古屋市立博物館蔵本より後に作成されたものであると考えることができる。

大山里語記 卷の五 目録

- 一、魚屋町庚申堂
- 一、名栗町庚申堂
- 一、常満寺觀音堂
- 一、專念寺地藏堂
- 一、藥師寺聖天堂并十王堂
- 一、妙感寺地藏堂
- 一、坂下藥師堂
- 一、熊野庵觀音堂
- 一、橋爪村觀音堂
- 一、廢寺・盈寺
- 一、明覺寺
- 一、天岳寺
- 一、龍雲寺
- 一、圓光寺
- 一、妙國寺
- 一、天神庵
- 一、慈明庵
- 一、大疑庵
- 一、專正寺

「大山里語記」(卷之五)

右の外、町医の銘々

田 田 須 稲 岡

- 一、辻御堂
- 一、二王嶋
- 一、林桃院
- 一、真譽院
- 一、大宝坊
- 一、德授寺古塔頭
- 一、名栗町十王堂
- 一、徳願寺
- 一、修驗
- 一、快教院
- 一、滿造院
- 一、北川丞賀并御証文の事
- 一、鈴木玄道
- 一、松岡玄信
- 一、加嶋玄佐
- 一、富岡雪哲
- 一、杉山玄竹
- 一、高嶋雲仲

犬山里語記 卷の五

祈禱の札守等配納の事止ぬ。又、文化式年に上本町綿屋太兵衛、町

⁽¹⁾

控の儘施主に相成、地隣り西俱屋敷⁽²⁾に建立し置たる隠居家を堂守の

居宅にし、浄土宗律派の清僧通然上人と（いふ）僧堂守に成。

堂舎の部

一、庚申堂 魚屋町の内枝町

此境内廿七步、除地。先年は新田畠廿歩附居候處、いづれの時にか紛失す。今は魚屋町北側にて少しの控地屬す。勧請は慶長年中。

兼常長泉坊、鍛冶屋町居宅の裏地に勧請し奉り、愛宕大権現木の下御城跡に易地の節、今の産社の御社地、かちや町通西側へ易地す。其後、白山平より御遷座に付、此所へ遷座し奉る。此地は観音堂の荒地といふ所也。今、常満寺の観音、往古此地に有し由申伝ふ。右の由緒故、木の下延命院の持也。

産社地に有しは少しの間と見へ侍る。地の方代も延命院に留て有由聞へける。今、練塀の中ほどと思へり。御社地巽の処には、小子幼年の比迄ふるき榎（の）大樹有りて、明和の頃に伐り取たり。

一、庚申堂 名栗町の町控

此境内壱畝十八歩、前々除。有坪廿壱歩八分也。勧請の年月不知。ふるくまします尊像也。安永年中類焼にて、其後、堂は再建す。昔は堂守、妻対の法体にて名栗町の住人。天明年間迄五、六代も相続し、良順といふ有て堂守す。川向なる伊木村一統祈祷旦那にて、十月十四日夜などは日待にて、伊木村より來りて賑々し。其外にも祈祷旦那有りて札守り等を配納す。其家絶して後は、同心者直信といふ者堂守す。又、常信といふ者堂守す。此二代より念佛道心にて、

此觀世音菩薩は往古より今之の枝町庚申堂の所に有しを、いつの比にか名栗町西へうつす。西俱坊一日、西救といふ常満寺控也。此坊庵も、三、四代相続したる由。西俱、住僧に不埒の事有りて、犬山御放逐被仰付、跡は無住也。其後、元禄七年に常満寺鳳山和尚代、境内へ引移し給ふ。観音境内壱畝廿四分、前々除。常満寺境外也。跡地は上の御入用にて御引上げに相成、寛政年中、鵜飼町坂口にて旧地の替地わたる。

一、地蔵堂 専念寺境内

天和年中に勧請。是は当山二世の徒、むかし都の檀林学僚に有し時、身貧にして功を積み、力盡たり。幸ひを祈らんとて江の嶋へ參籠したり。弁才天告給ふには、身の貧なるを患る事なけれ。是は人世の是非なし。これより西に當て幸ひを受る事あらんと告給ふ。仍て又々檀林に帰る。日あらずして、洛陽の市人戸屋甚兵衛と云者、此（僧）に逢ふ。僧、甚兵衛の生所を聞、これ正に弁才天の瑞夢に的中せり。身の貧なるをかたり、其言ばの実なる事を憐み、財宝をあたえ檀林の業を行はしむ。此僧、後に名古屋萱屋町観音院に住す。

むかしの因を以て戸屋へ頼みけるは、地蔵尊の御首計りあり、何卒全体にいたし度、御からだを寄進し給へと。終に一体の尊像と成して観音院へ贈りける。星霜を経て天和年中、当寺へ移し奉ると聞ゆ。

一、聖天堂

薬師寺境内

勧請はしけず。むかしより此寺に安置し奉る。戸叩の聖天と申す尊像也。寄瑞・靈験あげて算へがたし。菅公の師、ほつしやう坊僧正は此尊像を帰依し奉り、一たび叡山へ借り奉てかの寺に置侍しが、或夜、門の戸を叩きて当寺へ帰り⁽³⁾給ふ。故に戸叩の名有由申伝ふ。南向にありしが、南門前街道通りの農民、馬に乗通る時折々落馬してけがす故に東向とすと云。

一、十王堂 薬師寺境内

宝永四年亥に神戸道二の発願人にて建立と云。⁽⁴⁾

一、地蔵堂 妙感寺境内

法華宗門に此尊像ある事は、むかし余坂村ひがし大田と云所は大山小三昧也。農人申合て、其ふる三昧にある骸骨を掘出し此所に葬りて、三界万靈の為、地蔵菩薩を安置し奉る。ゆへに骨寄の地蔵と呼ぶ。妙感寺易地の以前成事歟。以来は年代不詳。七月廿四日、施嫁媿を年々執行す。

一、薬師堂 大本町村村控

境内武畝廿歩、前々除。外に田四畝廿歩、年貢地有之。勸行洞と云所也。むかし、堂守徳願寺と云。修驗にて有之所、立退、延宝式⁽⁵⁾年寅より快教院と成る。

一、觀音堂 熊野権現の社地

一、觀音堂 橋爪村上組に有。

境内武畝十五分、村支配。宝暦十三年未八月再建といふ。はじめの勧請は年代不知。

一、廃寺・盈寺の部

一、三狐尾寺

寺地は今之三光寺御山也。何宗か不知。何れの時に廢したる歟不知。今之鶴飼町神戸屋敷の辺んより境内なる歟。向屋敷櫓の本より、むかし黄金仏を掘出したる事有。⁽⁶⁾ 神戸氏に秘藏す。里語に、此寺大寺にして産社の社僧寺といふ事も聞へける。社僧寺なる歟。中切村三狐神社は当山の鎮守なりしを、天正年に遷座といふ事有、其社を一名に社宮司の宮といふ。

一、明覚寺

何れの代にて何宗と云事不知。寺号は畠の字にありて中切村の南也。上野村八幡の森裏地迄に古墳多し。又、鐘塚と云塚有。みな明覺寺の境内なる哉。文化のはじめ、材木町条七といふ者、畠にて黄金仏を掘出したる事有。拝するに後光仏と見へたり。上代の大寺なるべし。

一、天岳寺

寺地は下も大本町にて東側、今之今井御氏の屋敷地と聞へける。禪宗曹洞派にて有しが、住僧、盜賊の為に首をきられて無住寺となる。依て日蓮宗に改宗し、今の妙感寺是也。委くは妙感寺の部に出す。

真言宗にて青海山薬師寺の寺家と云。寺地は上み大本町西側にて、

ん寺と云。

矢口・岩田両御氏の屋敷地也と聞ゆ。中切通路は廃したる後に明きたる歟。鎮守の社は薬師寺神社白山の部に顯す。

一、円光寺

上み大本町西がわに有し由申伝ふ。淨土宗也。何の代歎不詳。一説に、今円光院はむかし円光寺也。後に専念寺の寺家と成し由聞ゆ。

一、妙国寺

寺地は枝町にて日蓮宗也。妙海寺・本光寺両大門の間、町家の所也。寛文のころ迄住僧も有し由。武藏入道常閑の御証文に、三ヶ寺の一つ也。

一、天神庵

今之先聖寺境内天神の社守也。黄檗派にて御國五ヶ庵の一つ也。

町医師鈴木玄寮、隠居して黄檗派に帰依し、寂翁和尚と号して此庵に住す。先聖寺易地の後、廢寺に成る。

一、瑞泉寺塔頭慈明庵
是は瑞泉寺部に書顯す。

一、同比丘尼寺門外にて大疑庵

内田村に有之、地所不詳。しかりといへども、其寺の鎮守大県宮の社は今に現然たり。又、社の旧地も内田村に御除地にて有之。此寺廃したる時不知。

一、專正寺・辻の御堂・二王鳴

右三名は田園の名にのみ残りて、何の時代といふ事不知。ある老人の曰、むかし旧記に熊野町東南に八町四方の寺有、其名をかけ

一、常満寺寺家林桃院、盈寺。

一、専念寺寺家真善院、盈寺。

一、薬師寺寺家大宝坊、盈寺。

一、徳授寺塔頭乾德庵・玉清庵・臨清庵・泰月庵・自濟庵此五ヶ庵、廃じとなる。

一、薬師寺寺家十式坊、みな／＼廃寺。

一、瑞泉寺支院十八名、廃寺。

一、十王堂、名栗町に有。

庚申堂の西にありし由。いづれの時に廃したる歎不知。明和のころ、西のやしきより古き木仏を掘出したる事有り。十王堂遺仏なる歎。

一、修驗青義山徳願寺

坂下薬師の堂守にて、平岩様御代には御祈願所也。御当家様にて勸行洞の事に付争論を成し、終に身退たり。今は川向なる前渡村に有る山伏を徳願寺の末と云。

一、四つ谷山滿造院

是は隱陽師石川助太夫の部に顯す。

一、快教院

和州三輪山平等院直同行にて東山派なり。境内壱反四畝拾五分、前々除。此有坪五百弐拾五坪也。高鳴氏にしてふるく、天正年中より修驗相続して顯然たりといふ。むかしはうへの真善院地に住居し、

徳願寺退転の後、延宝式年寅に大本町村薬師堂守に移る。徳願寺の節は壱町四方御除地の由に申伝ふ。当院主没したる時は山伏塚と云に葬る。当院の墓なり。当院宗門一札、寺社御奉行所へ差出し、殿様へ御目見仕。官職は権大僧都大越家法印迄に任す。むかし、当院の弟に高嶋東元と云医師有、練屋町に住す。後代、雲仲と云。又曰、寺内町大正院、枝町に大教院、是は父子にて一代山伏也。当院の弟子也。

一、満造院

陰陽師石川助太夫、改職にて失代にもどり修驗と成。文政 年月(8)に登山して修驗なり。快教院弟子の願にて、東山派平等院の直同行也。

町医師の部

一、北川(丞)
(9)兼賀

御先代の町医に見たり。其家不知。玄信、北川を氏とす。是は玄信の母、味安妻は兼賀の娘也。玄信、母方の氏を以てす。御証文如左。

其方父子居屋敷分町役之事、天正廿年ニ宰相様被成御免除、付而則佐藤長助入江左近両人より之黒つき有之事ニ候間、右之様子上様へ御透を以令言上、一途從是可令申状、如件

天正廿年

極月十七日

田中兵郎輔

犬山町

判

兼嘉老

貴所父子居屋敷町次諸役之儀、令免許候、其外田畠之事ハ諸役等嚴客ニ可有其沙汰者也、仍如件

慶長七年

十二月廿日

小笠原和泉守

判

丞嘉

丞嘉

貴所居屋敷之町役除申候、田畠之儀者諸役等堅可被申付者也

正月十五日

山田又右衛門

判

丞嘉

丞嘉

貴所居屋敷分町役之儀、諸事永代令免許候、外田畠之事ハ諸役等堅可有其沙汰者也

正月十六日

武 入道

常閑

貴所居屋敷町役之儀、諸事永代令免許候、外田畠之事ハ

九月十一日

武 入道

常閑

貴所居屋敷町役之儀、諸事永代令免許候、外田畠之事ハ

西子もいふ。

丹貴老父居屋敷分町役除申候、田畠之儀ハ諸役等堅可被申付者也

佐藤長助

判

二月十五日

申入、大山に來候。幸甚使使十日御門もはま入江左近

對する中本町主翁。又御門入事。其家業栗葉屋宮田貢判。

一、信州支那

丞嘉老

貴老父子居屋敷町役之儀、一切永代令免許候、田畠之儀ハ

可為惣並候、数寄屋道具之竹木之儀、用次第伐可被遺候也

天正廿年 三、出羽守

九月五日⁽¹⁰⁾

丞嘉公

判

右、北川丞嘉の居屋敷、町地之内に有りとは見ゆれども、今、其地を不知。

一、町医師玄佐・玄道・玄信、此三人は国侯御成の節、松の丸におるて御目見仕候時、服拝領仕候。尤、殿様へも御目見仕候。玄佐は加鳴氏にして上本町に住す。^{す。今、御供屋敷これなり。}後代に業も行はれずして衰たり。此玄佐、里語に、陌頭に出る時、小童べどもこれを見て跡より属きまとふて、はやる軟玄佐、はやる软玄佐と乞ひかけて、手をうつて諷ふ。一大吠れば百犬吠るのごとく、こゝかしこより童べ等出て、跡より諷ふ。玄佐、顧て、すきははやらぬと

いふ。童等大に一笑して帰る。玄佐、市中に逍遙すれば度々如此と、古人もこれをおかしく見て嘶しける。

輝東庵旦那にて加鳴玄佐と有。前代の事不詳。

一、玄道は鈴木氏にして今に相続す。其先祖は濃州羽栗郡竹ヶ鼻城主の家臣にて、浪人と成、大山に来住す。鈴木弥三左衛門と云。其子鈴木十郎左衛門、其子玄道^{一曰、玄寮}医業にして名高し。^{本家十郎左衛門の跡は、上本町にて津嶋屋弥兵衛と云者あり。}寿昌院野間玄錄法印に業代々相続す。後代、中本町に有りて、家絶す。

子鈴木十郎左衛門、其子玄道、續て御医師也。其子養倫、御医師に被召出、了庵と改む。其子玄道、續て御医師也。其子養倫、御医師に被召出、了庵と改む。嘉吉と云其養子、了庵御医師を相続す。

先に了庵の三男玄寮^{東蒙先生}御医師被召出、其子玄道^{玄長といふ}

町医師に相成候後、御医師に被召出、伊山と改む。其子玄寮、御医師相続す。今之町医師玄道は当國犬井の人にて、此鈴木家を相続す。此家は、延宝五年より宗門一帳指出しに成、享保廿一年に一本一札に成候。津嶋屋弥兵衛・大倉屋源兵衛等、寂翁和尚兄弟なる由。源兵衛は他氏へ相続歟、栗木氏也。材木町に玄道やしきと云所有、不詳。当所にて近藤可節・吉川玄庵・前野玄味・杉山玄行等は寂翁の門人にして医家なり。其他所にも門人有之事也。

一、北川玄信は松岡味安の次男にて、母方の北川氏をなる。此家の事は松岡味安の部に顯す。

上本町に住し、今の御供屋敷是也。むかしは玄佐の旧宅也。此家、

先祖は富川九右衛門とて御家中也。大坂御陣の節、御旗奉行を勤給ふ。此家、故ありて浪人し、丹羽郡今井村に蟄居す。其子雲哲代、

医業にして犬山に出て玄佐の宅を買求め、業大に行れたり。其子富

川九十郎、御家中へ被出たり。三代の後、富川延治実氏は可児郡茗荷村の人にて、富川氏の聲御医師にて被召出、雲哲と改む。古雲哲の養子雲庵と云者有、

御医師に被召出、今に相続す。近ごろ士官と成。古雲哲に門人有、

高嶋雲仲・鈴村雲節と云。楽田村に住す。

一、町医師杉山玄竹

代々鍛冶屋町に住す。御医師被召出後に閑牧山と改む。其家、御医師相続。

一、町医師高嶋雲仲

代々練屋町に住す。其先は当所修驗快教院の弟にて、高嶋東元と

呼者有、外料家(15)なり。富川雲哲門人、濃州武儀郡谷口村の産雲仲と

いふ人相続し、其子雲仲代、雲教と云、御医師に被召出、其子、士官と成。⁽¹⁶⁾

一、前野玄味

代々中本町に住す。玄道門人也。其先祖は葉栗郡宮田村の産。兄

第二人、犬山に来住し、弟は前野十右衛門と云士官也。両家共、數代の後絶す。

一、吉川玄庵

代々余坂村に住す。玄道門人にて医師相続す。先代玄庵一曰、玄ト、

画をよくす。

一、神原一養

枝町の内、東岡師に住す。正徳の比、濃州加茂郡酒倉村より来て住す。

一、山田玄存

祖父玄伯代、丹羽郡小折村より来住す。魚屋町に居す。其養子玄

伯、後に春豊と云。其子、当代玄存也。

一、石橋東庵

濃州大垣の人。高嶋雲仲門人にて鍛冶屋町に住す。

一、藤宗哲 一曰、宗節

鍛冶屋町に住す。同町藤屋四郎右衛門の子也。名古屋壺井宗俊門人にて外家也。

一、大口松元

濃州大垣の人。外町に住す。

一、団寿計

名古屋の人。暫く中本町に住して郷に帰る。

一、江崎道順

小牧より来住して上本町に有り。其養子清太郎、早世にして絶る。

一、庵原玄洞

下本町に住す。名古屋の人也。其子玄雀、味鋤村へ引越す。

一、奥村玄洞

下本町に住す。父は玄貞。文化の末、濃州土岐郡瀧呂村より来住す。

右の外、むかしより医家雖有之、詳に不記。

一、元禄八年己亥春、野呂忠助といふ人の記する書に

儒者・多川道林、医師鈴木玄道・石川良庵・吉田桂沢・椿祐庵・
松岡玄信・寺尾玄与・鈴木玄迫・近藤玄碩・前野玄味・杉山道仙・
吉川玄庵・加嶋玄佐・坪内玄意・長谷川玄貞、外料石川作之丞、馬
医寺尾弥兵衛・同長藏、針立城盲・同針盲。右の名前見たり。⁽¹⁴⁾

注

- (1) 名古屋市立博物館蔵本（以下、名博物館本という）・国会図書館蔵写本（以下、国会図書本という）には、「文化年」とあり、年数は記入されていない。
- (2) 名博物館本・国会図書本では、「西救屋敷」。
- (3) 名博物館本・国会図書本では、「薬師寺の門をたたき此寺に帰り」。
- (4) 名博物館本・国会図書本では、「施主神戸道二といふ。一説に道二」の発願にて建寺といふ。
- (5) 名博物館本・国会図書本では、この項の記載は次のようになつてている。
- 「境内武畝廿歩、前々除。外に田四畝廿歩、年貢地。万治元年戊三月八日に建立といふ事、徳願寺代といふ。里語に、此薬師堂ふるし。御城主平岩侯の御祈願所にて、青義山徳願寺といふ。修驗、堂守をつとむ。此修驗は毫町四方の地面御免地にて、丸山に勧行洞といふ所あり、所務の地なり。此洞の柴伐取候事にて御当家様と争論に及び、徳願寺は立退たり。今、濃州各務郡前渡村の山伏、此徳願寺の子孫なりといふ。其後、快教院、薬師の堂守となる。村控に候處、宝暦の末より快教院控となる。於に今、丸山勧行洞は薬師堂仏餉の所なり。」
- (6) 名博物館本・国会図書本では、「むかし、神戸の向屋敷より黄金仏をほり出したる事聞侍る。三狐尾寺の遺仏といふ。」
- (7) 名博物館本・国会図書本では、「武藏入道常閑侯の御証文は、法花宗寺三ヶ寺と有、是は其一ヶ寺也。」
- (8) 年月を後に書き入れようとして空白にしてあつたと思われる。
- (9) 底本の目録では「丞賀」となつており、証文では「蒸嘉」「丞嘉」となつていて、また、名博物館本では「蒸賀」・「丞嘉」・「蒸嘉」、国会図書本では「承賀」・「蒸嘉」・「承嘉」、犬山市立図書館蔵写本（以下、犬山図書本という）では「丞賀」・「蒸賀」となつていて。
- (10) 名博物館本・国会図書本に記載。底本は欠落。
- (11) 名博物館本では「時に玄佐、願て、すきとはやらすといふ。」とあり、国会図書本では「時に玄佐、願て、透とはやらすといふ。」とある。
- (12) 名博物館本・国会図書本では、「寿昌院野間玄琢法印」。
- (13) 名博物館本・国会図書本では、「其子玄道をト仙と云。」
- (14) 名博物館本・国会図書本では、「隠居して嘉圭といふ。其子は名古屋の産也。養て御医師相続す。」
- (15) 国会図書本では、「外科家」。
- (16) 名博物館本・国会図書本では、「雲哲門人電仲といふ人養子して、本道医と成、其子雲教、後雲仲に改む。御医師に被召出、其家、御家中とな

なお、名博物館本・国会図書本では、廃寺并盈寺の部に徳願寺という立項はないが、底本では立項されて、その項で右の内容が簡潔に記されている。

(17) 名博物館本・国会図書本では、「玄鶴」。

(18) これに続いて、名博物館本・国会図書本では「其後も上本町に沢田寿仙有、五十年来他所より引越來る医師多く有之候へども、略之。宗門差出し一札并御目見等の事は其部え出す。」とある。